

★ 広島県広島ヘリポート条例（条例第二十八号）（空港振興課）

一 制定の理由

災害時等の航空運送の用に供することにより、県民の安全の確保及び利便性の向上を図るため、広島ヘリポートを設置し、その管理に関して必要な事項を定めた。

二 広島ヘリポートの内容

1 位置及び主要施設

(一) 位 置 広島市西区観音新町四丁目

(二) 主要施設 着陸帯、誘導路、エプロン、駐車場

2 使用料

種別	金 額
着陸料	着陸一回につき次の各号に定める額に一〇〇分の一〇五を乗じて得た額 一 ヘリコプターの重量が六トン以下のもの 一、〇〇〇円 二 ヘリコプターの重量が六トンを超えるもの 七〇〇円に六トンを超える重量について一トンごとに五九〇円を乗じて得た額を加えた額
停留料	停留時間二四時間につき次の各号に定める額に一〇〇分の一〇五を乗じて得た額 一 ヘリコプターの重量が三トン以下のもの 八一〇円 二 ヘリコプターの重量が三トンを超え六トン以下のもの 一、六二〇円 三 ヘリコプターの重量が六トンを超えるもの 前号の額に六トンを超える重量について一トンごとに三〇円を乗じて得た額を加えた額

三 施行期日

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において、規則で定める日

★ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
(条例第二十九号) (福利課)

一 改正の要旨

障害者自立支援法の一部改正により、障害福祉サービスに同行援護が追加されたことに伴い、次の条例の引用条項の整理を行った。

- 1 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 2 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
- 3 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例

二 施行期日

公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十号）
 （市町行財政課）

- 一 改正の理由
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設の定期検査等	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
二 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、指定事業場における事故時の状況報告の受付等	三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町
三 障害者自立支援法に基づく事務のうち、指定障害福祉サービス事業者の指定等	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 市町が処理する事務及び対象市町を削除したもの

事 務 の 範 囲	対 象 市 町
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、精神障害者社会適応訓練事業の実施	市町（広島市、海田町、熊野町及び坂町を除く。）

3 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事 務 の 範 囲	対 象 市 町
水質汚濁防止法に基づく事務のうち、指定事業場における事故時の状況報告の受付	竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田

島市、安芸太田町、
北広島町、世羅町
及び神石高原町

4 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 二1一、二1二、二3及び二4（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に関するものに限る。）の改正 平成二十三年七月十一日

2 1以外の改正 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県立美術館条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

広島県立美術館の効率的な管理運営と利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、入館料の一部を利用料金制に移行するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

所蔵作品展の入館料を利用料金とし、指定管理者の収入とともに、利用料金は、次に掲げる表の利用料金の範囲内で指定管理者が、教育委員会の承認を受けて定める。

区分	個人	団体（二十人以上の場合とする。）	広島県縮景園との共通券による場合
大学生	一人一回につき 三九〇円以内	一人一回につき 三一〇円以内	一人一回につき 三一〇円以内
その他一五歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）	一人一回につき 六五〇円以内	一人一回につき 五二〇円以内	一人一回につき 五二〇円以内

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県高等学校授業料減免等事業基金条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）
（教育委員会）

一 改正の要旨

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、広島県高等学校授業料減免等事業基金を小学校の児童等の就学に係る費用等を助成する事業に要する経費の財源に充てられるよう、同基金の目的などを改正した。

二 施行期日

平成二十三年七月十一日

★ 広島県環境影響評価に関する条例及び広島県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例
(条例第三十三号) (環境保全課)

一 改正の要旨

港湾法の一部改正により港湾の種類として新たに国際拠点港湾等が追加等され、広島港が国際拠点港湾となったことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年七月十一日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

港湾の運営の民営化を図ることを目的とした港湾施設の貸付けに係る規定等の整備を行った。

二 施行期日

平成二十三年七月十一日

★ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）
（都市政策課）

一 改正の要旨

有線放送電話に関する法律及び独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止並びに自然公園法の改正に伴い、風致地区内で許可を要する行為を行う場合に許可に代えて協議によることとされている団体などについて、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 自然公園法及び有線放送電話に関する法律に係る改正 平成二十三年七月十一日
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構法に係る改正 平成二十三年十月一日

★ 広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（条例第三十六号）

一 制定の理由

広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、県議会議員の議員報酬を減額する特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 県議会議員に支給する議員報酬月額、次の割合に相当する額を減じた額とした。

県議会議員の区分		割合
一 議長		一〇〇分の七・五
二 副議長及び議員		一〇〇分の五

2 県議会議員に支給する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、1の減額前の額とした。

3 特例措置の期間は、平成二十三年八月一日から平成二十七年四月一日以降最初に招集される広島県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日までとした。

三 施行期日

平成二十三年八月一日